

岐阜県公報

第 四 百 三 十 号

令 和 五 年 九 月 二 十 二 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四一七
(出 納 管 理 課) 四一七

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森 林 保 全 課) 四一八
(道 路 維 持 課) 四二〇

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
数
個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(選 挙 管 理 委 員 会) 四二一
(同) (四二二)
(同) (四二五)

公 示

落札者等に関する公示

(下 水 道 課) 四二五

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
第七百七十五条第一号口の表中三十一の項を三十二の項とし、七の項から三十の項まで

を一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 精神保健福祉士

精神障害者の相談援助の業務に従事する。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表農政部農業経営課の部に次のように加える。

農業経営課美濃加茂市駐在

農業経営課美濃加茂市駐在において取り扱う識別カードの出納、保管及び記録管理に関すること。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市鷺谷四六九五の五、四六九五の六（国有林）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町西山字浦山五五六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字前平三三五八の一、三三五八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字松尾字小市六九八の五、六九八の六、六九八の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町数河字東平二〇九三、字森ヶ洞二一〇六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東平二〇九三・字森ヶ洞二一〇六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町古閑字猪ノ平一四八二の一、字若栃一七四九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役
所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保
安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町宮田字栃洞二〇五九の三、二〇五九の八、二〇六〇から二〇六二まで、
二〇八七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃洞二〇五九の三・二〇五九の八・二〇六〇から二〇六二まで・二〇八七の
二（以上六筆については次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年九月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持
課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メ ートル）	延 長 員（メ ートル）	備考
-----------	-----	---	---	----------------	---------------------	-----------------------	----

一般 国道 号	百五十六	高山市庄川町大字牛丸字 船橋谷五四八番一地区が ら	前	10・ ^三 / ₁₀	三五六六
			後	10・ ^三 / _五	三五六六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年九月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和 5 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,632,502人
- 2 総数の50分の1の数
32,651人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
304,063人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	334,456	111,486
大垣市	145,146	48,382
高山市	71,672	23,891
多治見市	90,071	30,024
関市・美濃市	87,032	29,011
丹津川市	62,432	20,811
瑞浪市	30,026	10,009
羽島市	55,478	18,493
恵那市	39,891	13,297
美濃加茂市	42,571	14,191
土岐市	46,008	15,336
各務原市	119,870	39,957
可児市	92,962	30,988
山県市	21,570	7,190
瑞穂市	43,813	14,605
飛騨市	19,300	6,434
本巣市	42,501	14,167
郡上市	32,823	10,941

下呂市	25,389	8,463
海津市	27,641	9,214
羽島郡	39,402	13,134
養老郡	22,787	7,596
不破郡	27,051	9,017
安八郡	19,301	6,434
揖斐郡	53,950	17,984
加茂郡	39,359	13,120

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第六十一條第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称等の変更について、次のとおり報告があったことその旨を公表する。

令和五年九月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称等を変更した施設

市町村名	変更後の名称等		変更前の名称等	
	施設の名	所在地	施設の名	所在地
各務原市	各務原市コミュニティイ ヤド	各務原市 鷺沼三ツ 池町6丁 目167番 地	各務原市 コミュニティイ ヤド	各務原市 鷺沼三ツ 池町6丁 目167番 地

学習室(南) 学習室(北) 和室(南) 和室(北) 集会室	各務原市 那加門前 町2丁目 37番地28	18人 18人 30人 30人 100人	学習室1 学習室2 休養室 保育室 集会室	各務原市 那加門前 町2丁目 37番地28	18人 18人 30人 30人 100人
各務原市那加東部集会 場 集会場 研修室 会議室	各務原市 那加大東 町25番地 1	60人 20人 40人	集会室 和室(1階) 研修室 和室1 和室2	各務原市 那加大東 町25番地 1	60人 10人 20人 20人 20人
各務原市那加東町集 会場 集会室 研修室1 研修室2	各務原市 那加楠町 35番地1	50人 20人 20人	集会室1 集会室2 集会室3	各務原市 那加楠町 35番地1	50人 20人 20人
各務原市那加楠町集 会場 大広間 学習室 1階和室 2階和室	各務原市 前渡西町 797番地 3	60人 30人 15人 30人	大集会室 小集会室 和室	各務原市 前渡西町 797番地 1	60人 30人 30人
各務原市鷺沼三ツ池集 会場	各務原市 鷺沼三ツ 池町2丁 目36番地	60人	集会室	各務原市 鷺沼三ツ 池町2丁 目36番地	60人

集会室 和室	1	90人 10人	集会室 保育室 休養室 学習室	1	90人 25人 12人 30人	研修室A 休養室 会議室 研修室B 研修室C 研修室D 遊戯室	各務原市 鷺沼川崎 町2丁目 132番地	30人 60人 80人 20人 20人 20人 40人	研修室A 休養室 会議室 研修室B 研修室C 遊戯室	各務原市 鷺沼川崎 町2丁目 132番地	30人 60人 80人 20人 20人 20人 40人
	各務原市那加西福祉センター 集会室1 学習室1 保育室2 休養室	各務原市那加東亜町121番地		各務原市那加西福祉センター 集会室1 学習室1 保育室2 休養室	各務原市那加東亜町121番地						
各務原市那加南福祉センター 集会室1 学習室2 保育室 休養室	各務原市那加東亜町121番地	80人 35人 35人 20人 20人	集会室1 集会室2 学習室 保育室 休養室	各務原市那加東亜町121番地	100人 35人 35人 20人 20人	大広間 1階和室 2階和室	各務原市前渡西町集会场 727番地1	100人 15人 50人	各務原市前渡西町集会场 集会室1 2階和室	各務原市前渡西町集会场 727番地	100人 15人 50人
各務原市蘇原福祉センター 集会室 保育室 会議室 学習室 休養室	各務原市鷺沼朝日町2丁目384番地1	150人 16人 20人 30人 80人	集会室 保育室 会議室 学習室 休養室	各務原市蘇原吉新町2丁目16番地	150人 16人 20人 40人 80人	各務原市三井北町集会场 3丁目13番地4	90人 25人 25人	各務原市三井北町集会场 3丁目13番地4	各務原市三井北町集会场 3丁目13番地4	各務原市三井北町集会场 3丁目13番地4	90人 25人 25人
集会室	各務原市鷺沼朝日町2丁目384番地1	200人	集会室	各務原市鷺沼朝日町2丁目384番地1	200人	各務原市緑苑コニユニ	各務原市緑苑南1	80人 40人 40人	各務原市緑苑コニユニ	各務原市緑苑南1	80人

<p>〒191-0201 各務原市尾崎中央ふれあい会館 集会室大 集会室中 集会室小</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>100人 50人 30人</p>	<p>各務原市尾崎中央ふれあい会館 学習室 集会室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>48人 99人 30人 20人</p>	<p>各務原市尾崎中央ふれあいセンター 集会室A 集会室B 学習室A 学習室B (1階) 学習室B (2階) 休養室A 休養室B 保育室</p>	<p>各務原市新加納地区ふれあいセンター 集会室A 集会室B 学習室A 学習室B (1階) 学習室B (2階) 休養室A 休養室B 保育室</p>	<p>各務原市新加納町2226番地</p>	<p>60人 60人 20人 60人 20人 20人 20人</p>	<p>各務原市新加納地区ふれあいセンター 集会室 学習室(A) 学習室(B) 休養室 保育室</p>	<p>各務原市新加納町2226番地</p>	<p>130人 20人 60人 40人 20人</p>
<p>〒191-0201 各務原市尾崎中央ふれあい会館 集会室大 集会室中 集会室小</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>150人 50人 30人</p>	<p>各務原市尾崎中央ふれあい会館 学習室 集会室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>170人 70人 70人 60人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 ホール 和室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 集会室兼 学習室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	
<p>〒191-0201 各務原市尾崎中央ふれあい会館 集会室大 集会室中 集会室小</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>150人 50人 30人</p>	<p>各務原市尾崎中央ふれあい会館 学習室 集会室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>150人 30人 50人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 ホール 和室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 集会室兼 学習室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	
<p>〒191-0201 各務原市尾崎中央ふれあい会館 集会室大 集会室中 集会室小</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>150人 50人 30人</p>	<p>各務原市尾崎中央ふれあい会館 学習室 集会室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市尾崎西町1丁目7番地6</p>	<p>150人 30人 50人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 ホール 和室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	<p>各務原市琴が丘ふれあい会館 集会室兼 学習室 休養室 保育室</p>	<p>各務原市琴が丘3丁目106番地</p>	<p>50人 20人</p>	

集会室 学習室(東) 学習室(西) 休養室(東) 休養室(西)	各務原市 鷺沼丸子 町 3 丁目 20 番地	60人 20人 20人 20人 20人	集会室 学習室 休養室	各務原市 鷺沼丸子 町 3 丁目 20 番地	60人 40人 40人
集会室 休養室	各務原市 上戸町 3 丁目 324 番地	50人 30人	集会室兼 学習室 休養室兼 保育室	各務原市 上戸町 3 丁目 324 番地	50人 30人
各務原市鷺沼コミュニティセンター 集会室 1 集会室 2 会議室 研修室 遊戯室 休養室	各務原市 上戸町 3 丁目 324 番地	200人 100人 100人 100人 40人 60人 60人	各務原市鷺沼コミュニティセンター 集会室 1 集会室 2 会議室 研修室 遊戯室 休養室	各務原市 上戸町 3 丁目 324 番地	240人 140人 140人 120人 60人 60人 100人
各務原市鷺沼南町会館 学習室 休養室 育児室 集会室	各務原市 鷺沼南町 6 丁目 10 5 番地	90人 20人 15人 150人	各務原市鷺沼南町会館 学習室 休養室 保育室 集会室	各務原市 鷺沼南町 6 丁目 10 5 番地	90人 20人 15人 150人

岐阜県選挙管理委員会告示第一一九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更

鳳の畔にたねつたのび、その血は紅いよの。
令和五年九月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
社会福祉法人白川町社会福祉協議会 特別養護老人ホームサンシャイン美濃白川	特別養護老人ホームサンシャイン美濃白川
社会福祉法人白川町社会福祉協議会 地域密着型特別養護老人ホームあいらんど美濃白川	社会福祉法人サンシャイン福祉振興会 地域密着型特別養護老人ホームあいらんど美濃白川

公 示

選挙管理委員会公告

岐阜県の選挙管理委員会が特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第五十二号）第十一條の規定により、次のとおり選挙管理委員会公告する。

令和五年九月二十二日

選挙管理委員会 田 中 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第14条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 各務原市前渡西町字猿尾下1521番地

公益財団法人岐阜県浄水事業公社

理事長 若宮 克行

6 契約金額 12,571,825,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県都市建築部下水道課流域下水道係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和五年九月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
一
岐 阜 文 芸 社